

2018年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験訂正表

この度、2018年度全国統一模擬試験に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正させていただきますようお願い申し上げます。

該当頁	該当箇所	誤	正
解説書 109 頁	問題 66 選択肢 4	査察指導員は、業務に支障がない場合に限り、現業員との兼務を認められている。	所長は、職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、査察指導員との兼務が認められている。
解説書 109 頁	問題 66 選択肢考察 4	○4 設問文に記すとおりである。査察指導員は本来の業務に支障がない場合に限り現業員との兼務が認められ、ケースを担当することができる（同法第15条第1項）。	○4 社会福祉法第15条第1項に基づき、所長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、査察指導員、現業員、事務所員を置くことを要しない。
解説書 137 頁	問題 80 選択肢考察 1	○1	×1 自宅にある衣類を持参することは法律行為ではないため事務として行えないが、衣類を購入することは法律行為に当たり可能であるため、選択肢全体としては誤りである。
解説書 147 頁	問題 85 アプローチ 4～5 行目	公益財団法人日本社会福祉会	公益社団法人日本社会福祉士会
解説書 161 頁	問題 94 アプローチ 3～4 行目	一般社団法人日本社会福祉士会	公益社団法人日本社会福祉士会
解説書 213 頁	問題 132 選択肢考察 2	指定居宅介護支援は、 <u>都道府県の指定を受けるが、一部、市町村の判断により基準該当サービスの提供が認められる。</u>	<u>居宅介護支援は、市町村の判断により基準該当サービスの提供が認められる。</u> また、基準該当サービスとは、居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者としての指定要件を満たしていなくとも、市町村が、当該事業者のサービスが一定の水準を満たすと認めた場合、保険給付の対象とできる制度のことである。 ※ちなみに居宅介護支援事業者の指定権限については、2018年4月より、都道府県から市町村に移譲されている。
解説書 225 頁	問題 139 選択肢考察 2 2～4 行目	原則は非常勤であるが、相当の知識経験を有するものは、常勤とすることができる（第8条第3項）。	常勤・非常勤については、規定されていない。平成29年4月1日施行の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正により、第8条第3項から非常勤の規定は削除されている。

◆問題 66 は、解が得られなく上記の通り変更するため、不適切問題として一律加点となります。

◆問題 80 は、2つ選ぶ設問に対して正解が1つのみとなるため、不適切問題として一律加点となります。